# 生活衛生とっとり

編集・発行
㈶鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町2丁目160番地
城北ビル(1F)109号
TEL　0857(29)8590
FAX　0857(29)8591
E-mail:tottoricenter@seiei.or.jp
URL:http://seiei.tottori.jp/

## 迎春

写真「静寂の湖山池」(平成23年度山陰海岸ジオパーク写真コンクール入選作品)　～写真ライブラリー　鳥取県撮れたて写真館より～



## 「新年に寄せて」

鳥取県知事　平　井　伸　治

県民の皆様におかれましては、心新たに輝かしい新春をお迎えのことと、謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、「あいサポート・アートとっとりフェスタ」・「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催し、障がいのある・なしを越えて会場は一つになりました。「あいサポート運動」も関東まで、更に韓国へと広がり、県内外に「障がいを知り、共に生きる」鳥取県民の輝きが伝わりました。ご協力いただいた県民各位に心より感謝申し上げます。

いよいよ「地方創生元年」の幕が上がりました。人口減少に立ち向かい、鳥取県に活力がみなぎり、安心が広がるよう、全身全霊を捧げてまいります。

「鳥取は子育て環境が素晴らしい」という県外の方の声が聞こえるようになってきました。小児医療費助成、保育料軽減、不妊治療支援、少人数学級、森のようちえん等の県独自の少子化・子育て対策を積極的に進めてきた結果、1.43 まで低落していた合計特殊出生率を反転させ、今では全国 7 位の 1.62 まで上昇しています。また、移住・定住対策も全国に先駆けて展開し、この4年間で移住者3千人を見込むほどに拡大してきました。

こうした実績を前進させ鳥取県から地方創生をリードするため、昨年末県庁内に「鳥取県版市町村コンシェルジュ」を設置し、県民・市町村と協力して進めていく体制を整え、全国よりも 1 年前倒しして今年度中には県の戦略案を策定することといたします。子ども・子育て支援新制度の本格スタートという節目も迎えます。

地域経済の活性化も急務です。中小企業の経営革新や起業支援の対策等を拡充し、医療関連産業やディスプレイ産業など新分野も含めた経済成長や雇用創造に向けて、機動的な対策を講じることとします。日本一の種雄牛の活用や漁船の支援、梨・柿の輸出、低コスト林業など農林水産業の振興を図り、「食のみやこ鳥取・フードバレー」への道筋を開きます。来月、6次産業化や新商品開発を支える食品開発研究所商品開発支援棟が完成します。

本年は、国内外のジオパーク地域が集う「アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」、ウォーキングのアジア大会「アジア・トレイルズ・カンファレンス」が開催されます。全国初の「ジャパンエコトラック」認定を受けた境港・皆生・大山ルートなど、スポーツツーリズム・エコツーリズムの開拓を行い、「米子鬼太郎空港」に続き鳥取空港を今春「鳥取砂丘コナン空港」へリニューアルし、キャラクター名を冠した両空港で国内外にアピールします。タイからの山陰初のチャーター航空便や「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」等の大型クルーズ船の境港寄港のほか、鳥取港・隠岐間の高速船試験運航も予定されています。

また、メタンハイドレートの専門教授を鳥取大学に登用し、県で支援してきた境港の木質バイオマス発電所や下蚊屋ダム等の小水力発電所なども相次いで開業するなど、新エネルギーの拠点への布石を打ちます。さらには、鳥取看護大学の開学をはじめ安心して暮らせる医療・福祉の基盤づくりを進め、大災害に備える広域防災拠点整備に着手するなど、安心の地域づくりを発展させます。高速道路ネットワーク整備や鉄道高速化調査を進めるなど、国土構造を変える展開も欠かせません。

今年も鳥取県の活力と安心へ、県政をフル回転させていきます。

結びに、生活衛生関係営業に携わられる皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、本年が鳥取県から地方創生の扉を開く年となることを祈念いたします。

平成26年度生活衛生功労者表彰

# 栄えある受賞おめでとうございます

## 厚生労働大臣表彰

田原　律子　氏（鳥取市）
鳥取県飲食生活衛生同業組合常務理事

矢田　寿美男　氏（鳥取市）
鳥取県理容生活衛生同業組合副理事長

## 全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

岡　芙美江　氏（鳥取市）
鳥取県飲食生活衛生同業組合常務理事

# 謹賀新年　本年も変わらずよろしくお願い申し上げます。

## (公財)鳥取県生活衛生営業指導センター

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理事長 | 金田　敏彦（クリーニング組合理事長） | 副理事長 | 正田　眞弓（美容業組合理事長） |
| 副理事長 | 松本　正嗣（公衆浴場業組合理事長） | 常務理事 | 山根　到（指導センター事務局長） |
| 理事 | 宍道　榮一郎（飲食組合理事長） | 理事長 | 廻　秀雄（理容組合理事長） |
| 理事 | 岩崎　元孝（旅館ホテル組合理事長） | 理事 | 西山　善博（食肉組合理事長） |
| 理事 | 亀井　理（すし商） | 理事 | 平田　瑩壹（喫茶業） |
| 監事 | 川谷　行孝（旅館ホテル組合理事） | 監事 | 中澤　信博（理容組合理事） |
| 経営指導員 | 村上　昇 | 事務職員 | 中嶋　京子 |

## 皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申しあげます。

株式会社　日本政策金融公庫
鳥取支店　国民生活事業　事業統轄　銭谷　均　　米子支店　支店長　前田芳昭

# 安心と信頼のSマーク登録店になりましょう。

厚生労働大臣認可
標準営業約款登録店

Sマーク

**理容所・美容所・クリーニング所・めん類飲食店・一般飲食店が対象になります。**

○Sマーク（標準営業約款）は消費者の方々が安心して利用できるお店の表示です。
○Sマーク登録店には日本政策金融公庫の振興運転資金の貸付に特別利率が適用されます。

### Sマーク登録店になるには

○必要な書類をそろえて各組合事務局経由、又は、直接、指導センターに登録申請をしてください。
○登録の審査事務は年に2月と8月の2回行っています。
○登録した営業者には、「標準営業約款登録店の標識（Sマーク）」、「役務の要旨の表示板」を交付します。
○初回の登録有効期限は3年でその後再登録の有効期限は5年です。
※鳥取県では、平成26年8月の段階で理容所291・美容所234・クリーニング所21・一般飲食店2の548店舗が登録されております。

**登録については、生衛指導センター又は理容・美容・クリーニング・飲食の各組合に問合せください。**

**◆問合せ先◆　(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター　TEL0857−29−8590**

鳥取県からのお知らせ

# ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

## ◆ノロウイルスによる食中毒

ノロウイルスは冬期に多い感染症や食中毒の原因としてよく知られ、鳥取県でも毎年ノロウイルスによる食中毒が発生していることから、これからの季節は予防対策が特に重要になってきます。県外では学校給食の食パンを原因食品とする患者数1，000人を超えるノロウイルス食中毒が発生し、複数の学校で学校閉鎖等が行われました。

ノロウイルスは感染力が強く、少量のウイルス量（10数個から100個）で発症します。また、ノロウイルス食中毒の多くは調理者を介した食品の汚染によって発生しますので、食品を取扱う事業者はもちろん家庭での予防対策も重要です。

ノロウイルスによる食中毒は1年を通して発生していますが、ノロウイルスによる感染症が流行するこれからの季節は、特に予防をしっかり行い、ノロウイルス食中毒が発生しないように気をつけましょう。

## ◆ノロウイルス食中毒の症状

①おう吐、下痢、発熱など。②潜伏期間は、1～2日。③回復しても2週間から1か月程度は、ウイルスが排泄されるので注意が必要。

## ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

### 調理する人の 健康管理

- 普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意する。
- 症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。

### 作業前などの 手洗い

- 洗うタイミングは、
  - ・トイレに行った後
  - ・調理施設に入る前
  - ・料理の盛付けの前
  - ・次の調理作業に入る前
- 汚れの残りやすいところを丁寧に
  - ・指先、指の間、爪の間
  - ・親指の周り
  - ・手首

### 調理器具の 消毒

塩素消毒

洗剤などで十分に洗浄し、<u>塩素濃度200ppmの次亜塩素酸ナトリウム</u>で浸しながら拭く。

※消毒用エタノールや逆性石鹸（塩化ベンザルコニウム）はあまり効果がありません。

※洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法も有効です。

## ノロウイルスの感染を広げないために

**施設でおう吐が発生した場合は、<u>直ちに適切な消毒剤を用いて消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄</u>しましょう!**

# 組合だより

## 出前授業「体験学習課外授業 IN 倉吉北高」を開催

鳥取県理容生活衛生同業組合

平成26年7月17日(木)中部の青年部員3名に協力をお願いし、倉吉北高校にて、第8回目の課外授業を実行しました。本授業の少し前に学校の職業ガイダンスが開催されていたので、業界を理解した上での8名の参加でした。理美容師を本気で志す生徒のみで、とても充実した授業内容となりました。

授業形式と実技の2本立てにして、最初にパワーポイントを使って理美容師に成る迄の過程・心得として、まず歴史、必要経費、国家試験受験と資格を取得し就業してから、そして自身の将来の夢に続く迄のプロセスを、情報提供させて頂きました。実技では、実際にウイッグ(かつら)カット＆風船セービング(かお剃り)して肌に触れる、髪に触れる事を体験して頂きました。

プロの道具に触れ使用する事で、これから始まる生身の人と身体に接する仕事である事、そして人様の人生にも関わりを持ったりする、特別な職業である事など、職業意識を高めて頂いた様に感じました。

職業人としてどの時代にも通用する社会性、そして人間性、技術力、人間力を持ち、立派な理美容師となって活躍してくれる日を、強く願っています。　(文化広報部長　戸﨑)

## 平成26年度 後継者育成支援事業「Workshop」を開催

鳥取県美容業生活衛生同業組合

平成26年7月7日(月)鳥取県立米子高等学校、11月10日(月)鳥取県立境港総合技術高等学校、12月1日(月)米子松蔭高等学校の3校に米子支部として初めてWorkshop(後継者育成支援事業)出前授業を行ってまいりました。3校合わせて20人くらいの生徒さんでしたが、米子支部から選抜しました20代のスタイリストが、マンツーマンで教えることが出来て良かった様に思います。

活動の内容は、自主制作によりますDVD「Which」美容師の多岐に渡る仕事の内容を観賞して頂いて、若手美容師による「何故この仕事を選んだのか？」のTalking。Workshopでは希望する生徒さんに、その場でCutして

イメージチェンジ、ウイッグを使ってのCut、生徒さんの相モデルで巻髪、アレンジヘアなどを行いました。時間的に詰まった内容になりましたが、人を綺麗にする、綺麗になった感動を直に感じる。人を幸せに出来る仕事だということを感じてもらった時間だと思います。

今年度は私達も初めてということもあり、課題も残しましたが、美容という職業を伝えられたように思います。最後に参加して頂いたスタイリストさん、経営者の方々この度は大変お世話になりました。有り難うございました。　(米子支部 松﨑)

## ゆっくりとリラックスできる銭湯です!

鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合

地域住民の衛生確保、および健康増進の拠点、交流の場としての役割を担う公衆浴場ですが、新規の組合員加入が見込めない中、なんとか活路を見いだそうと、小規模ながら、各種事業に取り組んでいます。

端午の節句には菖蒲湯、冬至にはゆず湯と、日本古来の習わしの伝承、敬老の日やこどもの日には、高齢者やこどもに無料入浴を提供しています。各組合員においては、小学生や幼稚園児に体験入浴を試みているところもあります。

最近では鳥取警察本部、(公財)鳥取県暴力追放センターと連携し、暴力団関係者、入れ墨、タトゥの方の入場制限を全県下組合員浴場で昨年12月より実施いたしました。これにより、ゆっくりとリラックスできる価値があがるのではないかと、考えております。　(理事長　松本)

## クリーニングの日に鳥取県のゆるキャラに感謝状とリフレッシュ券を贈呈

鳥取県クリーニング生活衛生同業組合

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が、昭和59年に9月29日を「クリーニングの日」と定め、以来、この日を中心に様々な地域密着活動を通じて正しいクリーニング知識の普及啓発、利用者擁護に取り組んでいます。

本年度は『9月29日(クリーニングの日)は『ありがとう』を伝える日』と題し、地域に密着して成り立っているクリーニング業の団体として、地域に感謝を伝えようと計画しました。

そこで組合は「日々、鳥取県のために飛び回り、文字通り「汗をかいて」人々に癒しを与え、笑顔や元気を運んでくれている鳥取県のマスコットキャラクターに感謝するとともに、我々がクリーニングでキレイを届け、リフレッシュしてもらい、今後、更に一層の輝きをもって、地域の活性化・PRに励んでくれることをお願いする」として、感謝状とクリーニングリフレッシュ券を贈呈することを計画しました。

9月29日　鳥取県庁・会議室に、「トリピー」「トッキーノ」「ととリン」の3体をお迎えし、それぞれに感謝状とクリーニングリフレッシュ券を贈りました。

来年度以降も『9月29日(クリーニングの日)は『ありがとう』を伝える日』は形を変えながら、多くの人々にクリーニング業界がまごころを届けるイベントとして継続していくこととしています。　(事務局　徳田)

## 「産地交流会in琴浦町」を実施

鳥取県食肉生活衛生同業組合

本年度は11月16日(日)に消費者、生産者、組合員による「産地交流会ｉｎ琴浦町」を実施しました。県内から参加者を募り32名の参加者が鳥取県東伯ミート(株)の工場内にて牛肉熟成施設を見学し、担当者から熟成機の中に約30日間保存し、特に温度、湿度の管理が難しいとの説明を受けました。次にウインナー製造体験をし、自分達でウインナーを作るという初めての体験からか緊張しながらも楽しく作業をしました。いよいよ嬉しい食事(試食)の時間となり、先ほど説明して頂いた熟成牛肉のやわらかく風味のある味わいに皆さん大満足。自作のウインナーもおいしいおいしいと大絶賛でした。食事の後、肥育牧場「一向牧場」に向かいました。大山滝にほど近い山林の広く開けた所に牧場が有り、牧場長さんの説明によると、牛舎が5棟有り1棟に牛が100頭、全部で500頭の生後6ヶ月から28ヶ月牛が飼育されているとのことでした。消費者の皆さん方は色々な質問をされ場長さんから一つ一つ丁寧にお答えを頂きました。消費者の皆さんからこの様な企画があれば、又参加したいという意見が沢山有り、組合としても前向きに考えたいと思います。　(理事長　西山)

## 経営研修会を実施

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合では平成26年度の生活衛生営業振興補助事業として平成26年11月17日、組合員を対象とした「経営研修会」が鳥取温泉の「観水庭こぜにや」にて開催された。本年度は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会特別顧問、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長であり、佐賀県嬉野温泉・和多屋別荘社長小原健史氏による「旅館ホテル業界を取り巻く諸問題の現状と対応策について」と題した経営研修会を開催した。組合員31名参加の中、「耐震問題の現状と課題、そして対応策」「ＮＨＫ受信料の大手ホテルチェーンへの対応」「入湯税の用途の絞り込みと一般財源化との闘い」「旅館ホテルの経営改善問題と今後の展望」「顧客満足から感動や幸福感を目指す経営へ」の5項目について約1時間半の講演を行った。

まず、耐震問題については、「耐震促進法」の該当要件について、現状の5000㎡の建物が該当しているが、今後1000㎡までは、順次耐震促進法が適用される見通しであると強調。

また、この活動の方向性として、各都道府県や市町村ごとに異なる補助金の条件があり、統一的な補助制度を要望していくことが必要と述べた。入湯税の問題については、本来、目的税であるにもかかわらず、現在曖昧となっており、一般財源化されていることが問題。今後の定住人口が減少していく中で、入湯税で観光振興を図り、交流人口＝観光客の増加で地元経済の繁栄を図って行くべきであると強調した。最後に質疑応答を行い、まさしく今この業界が直面している現状など、とても興味深い講演内容であったとの感想が組合員から聞かれた。　(事務局　米原)

生活衛生同業組合の経営特別相談員等の経営指導を受けている方へ

# 生活衛生改善貸付のご案内

| | 設備資金 | 運転資金 |
|---|---|---|
| ご融資額 | 2，000万円以内 | |
| ご返済期間<br>(うち据置期間) | 10年以内(2年以内) | 7年以内(1年以内) |
| 利率(年利)<br>(平成26年12月10日現在) | 1．35% | |
| 保証人・担保 | 不　要 | |

## ご利用の手続き

| | |
|---|---|
| ご利用いただける方 | 生活衛生同業組合の経営特別相談員(組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センターの経営指導員)が行う経営指導に基づいて、生活衛生同業組合又は生活衛生営業指導センターの長の推薦を受けた方推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。<br>1　営業許可等を受けている生活衛生関係営業者であること。<br>2　常時使用する従業員が5名以下(旅館業および興行場営業は20名以下)の法人又は個人であること。<br>3　原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること。<br>4　最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。<br>5　所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます。)を原則として完納していること。 |

※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 鳥取支店 国民生活事業　鳥取市末広温泉町723　TEL 0857−22−3156
日本政策金融公庫 米子支店 国民生活事業　米子市加茂町2丁目106　TEL 0859−34−5821
(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター　TEL 0857−29−8590

## 生衛業者の皆様へ税理士個別相談を実施します

無料！

決算や税務申告でお悩みの生衛業者の皆さんはおられませんか?
経費は当指導センターが負担します。

◇相 談 事 項
- ●記帳・決算書類の作成　●経営分析・業務改善
- ●パソコン会計ソフト導入支援　等です。
  創業時や事業継承についてもご利用ください。

◇申　込　先
(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター　いつでも受け付けます。生衛組合員外もOK。まずはお電話ください。
鳥取市松並町2-160　城北ビル109号　電話 0857(29)8590　担当　山根・村上

# 生活衛生同業組合活動推進月間の実施!!

生活衛生同業組合（生衛組合）は生活衛生関係営業の業種ごとに設立され、衛生水準の確保・向上を図り、利用者の安心・安全なサービスを提供するために活動をしている重要な社会基盤（ソーシャル・キャピタル）であります。

しかし、生衛法の制定後５０余年が経過し、その設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織の脆弱化ひいては解散などが生じてきています。

このような状況に対処するため、「生衛組合活動推進月間」を１１月と定め、組合活動の活性化の取り組みや広報活動などを重点的に展開するものです。

また、当指導センターにおいてもこの取り組みに呼応し、「衛生水準確保・向上事業」を実施し、生衛組合、県担当部局、日本政策金融公庫などと連携し、以下の事業を進めていくこととしています。

**1　生活衛生同業組合活動推進会議・衛生水準確保・向上会議の開催**

生衛組合・県担当部局・日本公庫・当指導センターで構成し、行動計画の策定、取り組むべき課題について意見交換する。

**2　広報事業**

生衛組合の組合員及び員外者に、チラシ・ポケットブックを配布し、組合意識の高揚を図ると共に組合員の新規加入を図る。

**3　県担当部局に対する実情報告及び活動支援要請**

県東・中・西各生活環境担当部局の長に生活衛生の実情を報告するとともに、組合活動への支援を要請する。

**4　衛生管理等のセミナーの開催**

生衛組合の組合員だけでなく員外者も参加するセミナーを地区ごと、業種ごと等により開催し、衛生意識の普及と組合員の新規加入を図る。

衛生水準確保向上推進会議
(H26.10.28開催)

# 同業者に生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

鳥取県には、飲食・食肉・理容・美容業・旅館ホテル・公衆浴場業・クリーニングの生活衛生同業組合があります。

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき認可された営業者の自主的な活動組織で、経営の健全化、業界の振興と衛生水準の維持向上を図り、消費者の利益を擁護する活動を行っています。

**組合員のメリットをPRし、組織強化と業界の発展のため組合加入を呼びかけましょう**

## 組合加入のメリット

- 有利な条件で生活衛生融資が利用できる。
- 研修・講習会に参加して知識の習得と情報交換ができる。
- 同業者間での情報の交換が図れるとともに機関紙などにより業界の動き、融資や税制度の改正、衛生対策などの情報がいち早く得られる。
- 組合の福利厚生・共済制度に加入でき万一に備えられる。
- カラオケ著作権料の優遇措置が受けられる。
- 功労により各種の表彰制度（知事、大臣等）が適用される。
- 各種保険に有利な取り扱いがある。

# 組合事務局はつぎのとおりです

| 組　合　名 | 理　事　長 | 住　　所（事務局） | 電　　話 |
|---|---|---|---|
| 鳥取県飲食生活衛生同業組合 | 宍道榮一郎 | 〒680-0822鳥取市今町1丁目352-12<br>［・中部料理飲食業組合<br>〒682-0801倉吉市東巌城町2］<br>［・米子料飲商業協同組合<br>〒683-0034米子市美吉246-7］ | 0857-23-3389<br>0858-22-6081<br>0859-22-2634 |
| 鳥取県食肉生活衛生同業組合 | 西山　善博 | 〒683-0054 米子市糀町２丁目70 | 0859-22-8004 |
| 鳥取県理容生活衛生同業組合 | 長廻　秀雄 | 〒680-0056 鳥取市職人町29若桜ビル2F | 0857-27-7204 |
| 鳥取県美容業生活衛生同業組合 | 正田　眞弓 | 〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル208-B | 0857-22-4234 |
| 鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合 | 岩崎　元孝 | 〒680-0831 鳥取市栄町606まるもビル５F | 0857-22-2464 |
| 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合 | 松本　正嗣 | 〒680-0833 鳥取市末広温泉町401 | 0857-29-0955 |
| 鳥取県クリーニング生活衛生同業組合 | 金田　敏彦 | 〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル109 | 0857-26-9431 |

## 特別会員紹介

### 株式会社プラスビッツ

◇業務内容　ホームページ制作、Webシステム開発等

〒680-0801　鳥取市松並町２丁目１６０番地
城北ビル（３F）３０８号
TEL 0857-30-3100　FAX 0857-30-3101

■平成２５年３月承認
情報関連企業として当指導センターの電子戦略推進に協力

## 編集後記

今年度から生活衛生同業組合活動推進月間が始まりました。
生活衛生同業組合は衛生水準の維持、向上を図り、利用者に安全・安心なサービスを提供するための活動をしている重要な社会基盤（ソーシャル・キャピタル）であるにも拘らず、組織基盤の脆弱化等が生じていることから、関係機関や関係団体の連携のもとに組合の周知活動や組合活動活性化の取組を重点的に展開しようというものです。

古来、三方よし「売り手よし、買い手よし、世間よし」という言葉があり、「商いを通じて地域社会の発展や福利の増進に貢献しなければならない。」という趣旨ですが、地域に根付き地域社会の福祉の増進等への貢献を期待されている生衛業としましては、組合に団結し活動されることで地域社会への貢献をより効果的に果たすことができるものと考えます。

当生活衛生営業指導センターは、今年が県下の生活衛生同業組合及び生衛業の皆様にとって活気溢れる良い年となりますよう、皆様との連携を深め、諸事業に積極的に取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。

なお、当指導センターでは、皆様に役立つ情報の提供に努めていますので、ホームページをご活用いただきますようお願いします。　http://seiei.tottori.jp/